

第4章 環境影響評価図書に対する意見及び事業者の見解

4.1 方法書に対する意見及び事業者の見解

4.1.1 公告・縦覧の概要

方法書の公告・縦覧は、表 4-1 に示す内容で行った。

表 4-1 方法書の公告・縦覧の概要

公告日	平成 29 年 1 月 6 日（金）
縦覧期間	平成 29 年 1 月 6 日（金）～平成 29 年 2 月 6 日（月）
縦覧場所	岩手県庁（環境生活部廃棄物特別対策室） 八幡平市市役所本庁舎 一般財団法人クリーンいわて事業団 一般財団法人クリーンいわて事業団ホームページ
意見募集期間	平成 29 年 1 月 6 日（金）～平成 29 年 2 月 20 日（月）
住民説明会	平成 29 年 1 月 22 日（日） 13：00～14：30 八幡平市庁舎多目的ホール棟大ホール 参加者：15 人

4.1.2 住民意見及び事業者の見解

方法書に対する住民意見は 3 件となった。

方法書に対する住民意見の概要及び事業者の見解は表 4-2 に示すとおりである。

表 4-2 住民意見の概要

	住民意見の概要	事業者の見解
(1)施設配置・規模	期、期、期という話で進めているが、私たちに最初説明した時には期、期という話でした。現計画の期(埋立地)の辺りにダム(防災調整池)や浸出水処理施設を整備して、その上の期、期の埋立地のところに2期分の埋立地を作っていただけたら景観や放射性物質に係る影響も低減されると思います。	これまでに開催した地区説明会等において「最低2期、可能であれば3期分の施設を整備させていただきたい」という説明をさせていただきました。貯留堰堤の配置については、近接市道から約600m離し、景観等に十分配慮した設計としました。
(2)工事中の濁水による河川への影響	漁業権が設定されている河川(椴沢)への工事中の濁水の流出が一番大変ではないかと思えます。工事中に豪雨が来た時にどれだけの水が出て、どのような処理ができるのか、そういったことを心配しています。被害が出てからではなく、出る前にいろいろな河川で被害を受けているものを参考にして工事を進めてほしいと思えます。	工事中の濁水による河川の被害が生じないように、濁水処理設備(処理プラント、仮設沈砂池、防災調整池)を設置したうえで、工事を進めます。
(3)浸出水処理水放流管の維持管理	原子力では配管やパイプなども定期点検を行っています。圧をかけて空気が漏れる、漏れないという点検を水道と同じようにやっていると、地下水に入ってくる可能性も大いにあります。何年と決めて点検して、保守をして振り返るのも大事ではないかと思えます。	浸出水処理水放流管からの漏水により、処理水が地下浸透しないよう、定期点検を確実に実施します。

4.1.3 知事意見及び事業者の見解

方法書に対する知事意見及び事業者の見解は表 4-3 に示すとおりである。

表 4-3 知事意見及び事業者の見解

		岩手県知事の意見	事業者の見解
総括的事項		<p>(1)環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>(2)環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。</p> <p>(3)環境保全措置の検討に当たっては、代替措置を優先して検討するのではなく、環境影響の回避・低減を優先すること。</p>	<p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情は生じておりませんが、今後環境影響評価を行う過程で、環境影響の変化が見込まれるなどの新たな事情が発生した場合は、必要に応じて環境影響評価項目並びに予測及び評価の手法を見直すなど、環境影響に関する調査、予測及び評価を適切に実施いたします。</p> <p>環境影響の予測は、これまでの専門家の御意見を踏まえつつ、入手可能な最新のデータや知見に基づき実施しました。また、可能な限り定量的な結果が示せるように、計算手法が確立されている大気質（二酸化窒素等）、騒音、振動等の項目については定量的な手法を用いました。</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、可能な限り回避・低減を優先して実施しました。</p>
個別的 事項	大気環境	大気環境については、専門家の意見を聴きながら、風向の異なる時期に悪臭の調査を実施する等調査の時期及び地点について検討するとともに、影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。	専門家の御意見を踏まえ、季節の主風向の異なる夏季及び秋季の調査の実施や、住居側への調査地点の設定を行い、適切な予測及び評価を実施しました。
	水環境	水環境については、専門家の意見を聴きながら、適切な調査地点等について検討するとともに、影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。	専門家の御意見を踏まえ、水質の調査地点及び時期を水生生物の調査とあわせて実施し、適切な調査、予測及び評価を実施しました。
	動植物及び景観	動植物及び景観については、専門家の意見を聴きながら、影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。特に桜沢の改変に伴う底生動物に関する調査、重要な植物に関する対象事業実施区域周辺の類似環境の調査や「ミゾゴイ保護の進め方」(環境省)に準拠したミゾゴイの調査など、十分な調査を実施すること。	<p>専門家の御意見を踏まえ、以下を実施しました。</p> <p>底生動物では調査範囲内の主要な水域を対象に調査を実施しました。</p> <p>重要な植物については隣の押口沢も含めて類似の生育環境がないか確認しました。</p> <p>「ミゾゴイ保護の進め方」(環境省)に準拠してミゾゴイ調査を実施しました。</p>
	その他	工事の際に発生する残土や埋立てに利用する残土、事業完了後の残土について、適切に予測及び評価し、環境への影響が生じないように対策を講じること。	工事の際に発生する残土は、発生する時期や量を明らかにしました。また、環境の保全に十分に配慮した対策として、残土の埋立時の覆土利用や事業完了後の残土の緑化計画を検討しました。

4.2 準備書に対する意見及び事業者の見解

4.2.1 公告・縦覧の概要

準備書の公告・縦覧は、表 4-4 に示す内容で行った。

表 4-4 準備書の公告・縦覧の概要

公告日	平成 30 年 10 月 30 日（火）
縦覧期間	平成 30 年 10 月 30 日（火）～平成 30 年 11 月 30 日（金）
縦覧場所	岩手県庁（環境生活部廃棄物特別対策室） 八幡平市市役所本庁舎 一般財団法人クリーンいわて事業団 一般財団法人クリーンいわて事業団ホームページ
意見募集期間	平成 30 年 10 月 30 日（火）～平成 30 年 12 月 14 日（金）
住民説明会	平成 30 年 11 月 18 日（日） 13：00～14：30 八幡平市庁舎多目的ホール棟大ホール 参加者：7人

4.2.2 住民意見及び事業者の見解

準備書に対する住民意見は 0 件であった。

4.2.3 知事意見及び事業者の見解

準備書に対する知事意見及び事業者の見解は表 4-5 に示すとおりである。

表 4-5 知事意見及び事業者の見解

		岩手県知事の意見	事業者の見解
総括的事項		(1)環境影響評価書の作成に当たり、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。	新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行います。
		(2)環境影響の予測については、下記の個別的事項に係る指摘を踏まえて行うこと。	個別的事項に係る「事業者の見解」欄に記載のとおり、適切に対応します。
		(3)環境保全措置の追加検討に当たっては、代替措置を優先して検討するのではなく、環境影響の回避・低減を優先すること。	事後調査の結果、環境保全措置の追加検討が必要となった場合は、可能な限り回避・低減を優先し検討します。
個別的事項	水環境	水環境については、専門家の意見を聴きながら、適切な方法により環境への配慮を行うこと。	専門家の御意見を踏まえ、環境目標値の見直しを行い、濁水流出量の低減対策を追加しました。
	動植物	動植物については、専門家の意見を聴きながら、適切な環境保全措置を講ずること。 また、審査会で指摘された事項も含め、事後調査を実施するとともに、その結果を報告、公表すること。	猛禽類に係る環境保全措置について、モニタリング調査を適切に実施するとともに、工事年における繁殖の影響があると判断される場合には、専門家の助言のもと適切な対策を検討し実施します。 植物に係る環境保全措置について、サクラソウの移植にあたっては関係機関等と情報共有し適切に対応します。 審査会における御指摘を踏まえ、工事前にスナヤツメを移植するとともに、ラン科植物の事後調査期間を延長します。また、事後調査の結果については、随時、HP 等において公表、報告します。
	その他	事業の実施にあたっては、住民への説明を十分に行い、不安の解消に努めるとともに、周辺の景観に配慮すること。 長期に亘る事業であることから、処分場の管理運営を適切に行うこと。	定期的に桜沢地区及び時森地区住民の皆様等を対象とした説明会を開催し、最終処分場に対する不安の解消に努めていきます。 また、評価書に記載する環境配慮事項を適切に実施し、周辺の景観に配慮します。 地域住民の皆様や八幡平市等関係者の御意見を聞きながら、関係文書の保存も含め、最終処分場の運営管理を適切に行います。